

厚木市環境基本計画の骨子について

I 私たちの暮らしを支える環境について考えてみましょう

第1章 環境をめぐる潮流と今後の方向

世界では、人口の急増と経済発展に伴う一人当たりの環境負荷の増加も相まって、温室効果ガスの排出など人間活動に伴う環境負荷が相乗的に増加するとともに、天然資源・エネルギー、水、食料等の需要拡大を招いています。

その結果、地球温暖化をはじめ、生物種の減少、マイクロプラスチック等による海洋汚染、難分解・高蓄積性の有害化学物質による汚染などが深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた私たちの健康や生態系への影響が懸念されています。

あわせて、気候変動による自然災害等極端な自然現象の増加、環境の変化と影響など、さまざまなリスクが増大しています。

1 持続可能な世界に向けて

持続可能な世界を達成するために、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで 2030 (令和 12) 年までの「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。そして、「誰一人取り残さない」という理念の下、全ての国に適用される普遍的な目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」を掲げました。

2 パリ協定の推進 (気候変動の緩和と適応に向けて)

従来、気候変動対策は温室効果ガスの排出抑制を行うことによる気温上昇抑制対策 (緩和) が中心でしたが、平成 27 (2015) 年の国連気候変動枠組条約締結国会議で採択された「パリ協定」では、気温上昇による気候変動の影響はすでに現れており、中長期的に避けられない影響に対する対策 (適応) の強化が盛り込まれました。

国では、地球温暖化対策推進法 (改正) と気候変動適応法を制定し、気候変動対策を温室効果ガス排出削減対策 (緩和策) と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策 (適応策) の両面から対策を進めていくことにしました。

3 生物多様性の保全に向けて

平成 22 (2010) 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が令和 2 (2020) 年度に期限を迎えるため、目標達成状況の評価と次期目標の検討などが進められています。これらの検討を踏まえ、国では「生物多様性国家戦略計画」を見直していくことにしています。

4 健全な水循環の形成に向けて

水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠になっています。

国では、平成 26 (2014) 年に「水循環基本法」を施行、翌年「水循環基本計画」を決定し、水循環に関する施策を国及び地方公共団体と連携し、進めていくことにしました。

5 資源循環（プラスチックごみ、食品ロス対策）に向けて

海洋に漂流したプラスチックごみ（マイクロプラスチック）による海洋生物の誤食や負傷、食物連鎖による生態系への影響が懸念されています。わが国は、世界で2番目の一人当たりのプラスチック等の容器包装廃棄量があり、また、各国による廃棄物の輸入規制等により、その処理が大きな問題となっています。

国では平成30（2018）年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableを基本原則に、プラスチック資源循環、海洋プラスチック対策などの重点戦略を展開していくことにしました。

また、日本では、毎年約600万トンの食べ物が、食べられるにもかかわらず捨てられていると推計されています。こうした食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

6 地域循環共生圏の創造

広域にわたって経済社会活動が行われている現代、それぞれの地域が閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、各地域間で補完し合うことが重要となっています。

国の第五次環境基本計画において、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の創造を提唱しています。

第2章 市民の環境に関する意識や意向

1 市民の環境保全への取組状況について

新たな環境基本計画の策定に当たり実施したアンケートでは市民・親子・事業者における環境配慮等の取組の普及状況について尋ねました。

- 家庭でのエネルギー使用や有効利用については、多くの市民が節電等の省エネルギー対策をいつも心がけています。また、公共交通機関利用や自転車・徒歩での移動の心掛けは進んでいますが、より一層の普及が重要です。また、普及が進んでいない住宅用の再生可能エネルギーや蓄電池等の活用などが今後の課題となっています。
- ごみの減量・資源化に向けては、多くの市民がプラスチック容器包装の分別徹底と資源化にいつも心がけています。また、マイバッグ持参、食品ロスや食べ残しを出さないなどへの心がけも普及してきています。今後、循環型社会の構築に向けて、取組が遅れているリデュース・リユースの普及と推進が課題となっています。
- 水資源の保全や快適な生活環境の保全に向けては、多くの市民が節水対策にいつも心がけています。地産地消や住まいの緑化、廃食用油の資源活用などの取組も進められています。今後、一層の普及をはじめ、取組が遅れている雨水利用の普及が課題となっています。
- 環境保全活動では、住まい周辺の清掃やまちの美化活動等への参加は進められていますが、自然環境保全やリサイクル活動、公園の整備・管理活動などは、一部の市民の活動に依存している状況にあります。また、環境イベントやキャンペーンなどは、参加したことがある方が多くなく、今後、幅広い市民が楽しみ、参加できる取組や参加機会の充実などが課題となっています。

2 市民から見た環境問題や今後の取組の方向について

市の環境保全対策のうち、今後優先して取り組んでいく必要があると思う内容について、市民・親子・事業者に尋ねました。基本的には同じ傾向となっています。

- 気候変動の影響として、豪雨や災害が特に懸念されています。また、地球温暖化対策に向けては、再生可能エネルギーの普及が効果的と考えています。このため、今後、早急に取り組むべき内容として「気候変動の影響（自然災害、熱中症など）への適応」を始め、再生可能エネルギー活用や省エネ対策など、気候変動の緩和と影響への適応を優先して取り組んでいく必要があると考えています。
- ごみの減量・資源化を進めていく上では、「ごみの分別とリサイクル」と「食品ロス対策」が特に必要と考えており、今後、「食品ロス対策、プラごみ削減等のごみの発生源対策」を優先して取り組んでいく必要があると考えています。
- 自然環境や緑・水辺環境については、現在の良好な状況を維持して欲しいとの意見が多く、今後、「河川・地下水などの水環境の保全と良好な水辺づくり」や「森林や農地、里地里山の保全と活用」などの取組を優先すべきとしています。

生活環境・快適環境の保全等に係る対策としては、河川・水路の水質保全と空家・空き地の管理が特に必要と考えています。

- 今後、環境学習・環境保全活動を進めていくに当たっては、「子どもの頃からの環境学習」や「地域の環境問題の情報と共有」が特に必要と考えています。

第3章 環境の現状と課題

1 社会情勢の変化への対応

平成 30 (2018) 年現在の人口は 225,204 人と、ここ数年はほぼ横ばい状況で推移してきていますが、このまま推移すると令和 42 (2060) 年には 15.7 万人程度にまで減少することが見込まれています。また、老年人口の増加による超高齢社会に突入しているほか、核家族化や単身世帯・高齢夫婦世帯の増加など世帯数は増加しています。

「厚木市人口ビジョン」では、合計特殊出生率の上昇と 20 歳代の定住促進・転出抑制に取り組むことにより、令和 42 (2060) 年の目標人口を 197,617 人にするを目標としています。厚木市環境基本計画の目標年度である令和 8 (2026) 年度における将来展望の目標人口は、ほぼ現状と同じ人口とするを目標としています。

2 気象と気候変動の影響等

市の平均気温と最高気温は、平成 9 (1997) 年から平成 30 (2018) 年の 23 年間で、それぞれ 1℃以上高くなっています。

横浜地方気象台の「神奈川県 21 世紀末の気候 地球温暖化が最も進行する場合の気温と降水の予測」では、現在気候(1980～1999 年)と将来気候(2076～2095 年)の差を次のように予測しています。

項目	現在気候と将来気候の差(予測)
平均気温	・平均気温は約 4℃上昇すると予測。季節別には冬に上昇幅が大きい傾向
日最高気温	・冬に上昇幅が大きい傾向
日最低気温	・秋に上昇幅が大きい傾向
猛暑日	・現在ほとんどみられていない猛暑日が将来約 40 日増加すると予測
1 時間降水量 50mm 以上の発生	・年間の発生回数や日数は、将来気候において増加すると予測 (滝のように降る雨の発生が 100 年で約 2 倍に)
無降水日の発生	・年間の回数や日数は、将来気候において増加すると予測

こうした気象変化は、「産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大」、「大雨による災害発生や水不足などのリスクの増大」が見込まれており、本市でも農林業や水資源、浸水や都市インフラへの影響をはじめ、熱中症の増大や感染症を媒介する生物の生息域の拡大による健康への影響などが考えられています。このため、こうした気候変動による影響の情報を共有し、事前に対策の検討と取組を進めていくことが求められています。

3 地球温暖化対策(温室効果ガスの排出量削減)の現状等

環境基本計画では「地球温暖化防止対策」を重点施策として位置付け、平成 29 (2017) 年 3 月に、市域からの温室効果ガス排出量を令和 12 (2030) 年度に基準年度(平成 15 (2013) 年度)比 27%削減、長期目標として令和 32 (2050) 年度に 80%削減を目指して、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を改定し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの普及などの取組を進めています。

市域からの温室効果ガス排出量は、全体として緩やかな減少傾向にありますが、平成 24 (2012) 年度以降は横ばい状況で推移してきています。平成 27 (2015) 年度の CO₂ 排出量は、基準年度(平成 25 (2013) 年度)比で 1.7%増加しています。産業部門

では5.7%減少している反面、民生家庭部門では10.3%、運輸部門（自動車）で5%増加しており、今後、これらの部門からの排出削減を進めていくことが課題となっています。

4 ごみの減量・資源化の状況

平成30（2018）年度の一人1日当たりの家庭系ごみの排出量は663g/人・日と平成14（2002）年度の912g/人・日と比べ249g減少するなど、家庭系ごみの排出量は27.4%減量、資源化率33.8%と高くなっています。事業系ごみ排出量も平成14年度に比べ30.3%減量化しています。

国の一般廃棄物処理実態調査結果では、平成29（2017）年度における市民一人1日当たりのごみ排出量は全国平均より少ないですが、県平均を上回っています。また、リサイクル率は県平均や全国平均より高くなっています。

循環型社会の構築に向けては、資源を大切にし、食品ロスの削減やプラスチックごみなどの減量と資源化を一層進めていくなど、地域社会全体でリデュース・リユースのしくみづくりと資源の有効利用を進めていく必要があります。

5 自然環境の状況

市域は、山中湖に源を発する相模川の右岸に開けた扇状の地形で、丹沢山塊に連なる西北部の丘陵地帯と、そこから東南に緩やかに広がる台地や台地斜面、低地からなる平野部など、標高差約1,200mの変化に富んだ地形からなっています。また、相模川をはじめとした河川と里地里山、都市が織りなす多様な自然環境が継承されています。丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園をはじめ、自然環境保全地域、県立七沢森林公園、飯山白山森林公園など良好な緑が広がり、希少動植物や多様な動植物の生育・生息地となっているほか、市民や滞在者が自然に親しみ、学ぶことができる空間となっています。

近年、農林業の担い手の減少や高齢化等による里地里山の維持管理の低下や開発などによる農林地の減少、荒廃化が進んできました。市では平成25（2013）年度に厚木市里地里山保全等促進条例を制定し、里地里山の保全活動団体への支援を行うなど、良好な里地里山の環境保全と向上を進めています。

6 快適環境（緑、交通）の状況

人口一人当たりの公園整備面積（平成29（2017）年）は、市全域内で8.06㎡/人、市街化区域内6.78㎡/人となっており、ともに厚木市都市公園条例整備水準を下回っています。地区別では、玉川地区が89.81㎡/人と最も広く、睦合地区が0.87㎡/人と最も狭くなっています。規模の大きい近隣公園・地区公園は、市街地での用地取得が難しく、市街地から離れた地域に整備しており、地域によって差が大きくなっています。

市内の農家数及び経営耕地面積は、一貫して減少傾向となっています。農家数では、兼業農家数が大きく減少しましたが、専業農家数は微減や横ばい状況で推移しています。農地は、平成21～29（2009～2017）年度においては、毎年約153,000㎡が住宅用地や駐車場、その他に転用が進んでいます。

平成30（2018）年末の生産緑地地区は215箇所、約27.6haで、市民農園は、市設置農園12箇所と個人開設の区画貸出型市民農園（3箇所）があります。また、小鮎地区

に「農業体験型農園」が開設されるなど、土や農業とふれあえる環境を提供しています。

公共交通としては、市南部を走る小田急小田原線の本厚木駅と愛甲石田駅の 2 駅があり、市内全域は、厚木バスセンターや本厚木駅、愛甲石田駅を起終点とする路線バスがカバーしています。市では路線バスの利用環境の向上に努めています。

鉄道 2 駅の日平均乗車人員数は、緩やかに増加しています。本厚木駅の 1 日当たりの乗降人員数は約 15 万 3 千人と非常に多くの人々が利用しています。市内路線バスは 1 日当たり約 7 万人が利用しています。人口増加に伴い路線数や年間走行キロ数、輸送人員数は増加してきましたが、ここ数年走行キロ数・輸送人員数は横ばいから緩やかな減少に転じてきています。

7 生活環境の状況

河川水質の代表的指標である BOD75%水質値では環境基準を達成しています。市内を流れる中小河川や水路の BOD 調査結果では、小鮎川において冬に濃度が高くなる傾向が見受けられます。また、地下水質の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されているほか、一部でトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンで環境基準の超過が見られます。

土壌汚染に係る要措置区域の 3 区域のうち 2 区域が指定を解除されており、形質変更時要届出区域 4 区域のうち一部モニタリング中であった 1 区域について令和元年 12 月 25 日に指定が解除され、全 4 区域について指定が解除されています。

大気環境は光化学オキシダントを除く項目で環境基準を達成しています。また、道路交通騒音は、平成 20（2008）年度以前と比べ国道 246 号・129 号で昼夜とも環境基準適合率が増加傾向にあり改善が見られますが、夜間の環境基準を達成していません。

公害苦情の受付件数は、苦情全体に対する騒音や大気汚染の苦情割合が高く、平成 24（2012）年度以降の件数は減少していましたが平成 29（2017）年度は増加しています。

第4章 環境保全等の取組の現状（現計画の進捗状況等）

市では、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）を図っていくために、昭和61（1986）年6月に厚木市環境基本条例を制定し、平成10（1998）年10月に厚木市環境基本計画－第1次計画－を策定しました。その後、平成16（2004）年及び平成21（2019）年、平成27（2015）年に改定し、自然環境と人間が共生するまちの実現に向け各種環境施策の展開と推進を図ってきました。また、環境を巡る社会情勢の変化や環境基本計画を着実に推進するため、環境基本条例の見直しを行い、平成30（2018）年3月に新たな「厚木市環境基本条例」を制定しました。

平成27（2015）年3月策定の第4次厚木市環境基本計画（以下「現計画」という。）では、「みんなでつくる自然環境と共生する元気なまち」を環境像とし、その実現に向けた4つの基本目標と基本施策を定め、施策の展開と進行管理を進めています。

第4次厚木市環境基本計画（現計画）の取組の体系

環境像	基本目標	基本施策
みんなで つくる 自然環境と 共生する 元気なまち	基本目標1 持続可能な地球環境の実現	基本施策1 地球温暖化防止・低炭素社会の実現
	基本目標2 生物多様性に配慮した 緑と水辺環境の実現	基本施策2 持続可能な循環型社会の実現
		基本施策1 自然と共生する社会の実現
		基本施策2 都市農業・林業をいかした地域産業の実現
	基本目標3 安心・安全で快適な美 しい都市の実現	基本施策3 河川と共生する社会の実現
		基本施策1 豊かな生活環境の実現
		基本施策2 地域特性をいかした魅力あるまちの実現
	基本目標4 連携、協働、情報の共 有化による推進	基本施策3 快適生活空間の実現
		基本施策1 市民参加・市民協働の推進

現計画では、厚木市総合計画と連携して施策の推進と取組の進行管理を図っていくために、基本目標及び基本施策に指標（33指標、事業終了の1指標除く）を、また、基本施策の主な施策項目と重点施策に進行管理指標を設定しています。

平成30（2018）年度までの指標の達成状況では、計画目標値を達成（達成率100%以上）している指標は7指標で、多くの指標は達成率75%以上となっており、計画が順調に進んでいます。基本目標別では、基本目標1と基本目標3の指標は達成率が高く、基本目標2と基本目標4では達成率が低い指標が多くなっています。

指標のうち、「谷戸水辺再生事業」や「市民参加や市民との協働により実施した里地里山及び森林の保全活動」「イベントやキャンペーンの実施回数」「講座・体験学習・施設見学会の参加人数」の達成率は、他の指標に比べ低いなど、自然環境の保全・再生や市民参加・協働による取組などの展開に向け、今後の課題となっています。

厚木市環境基本計画（現行計画）の指標の達成状況

基本施策	指標	達成状況							
基本目標 1 持続可能な地球環境の実現									
基本施策 1 地球温暖化防止低 炭素社会の実現	1 市域の太陽光発電の総出力量(メガワット)	↑							
	2 市内の一般家庭における年間電力消費量削減割合	↑							
	3 「地球温暖化防止に向け、再生可能エネルギーの導入等の取組が進んでいる」と思う市民の割合	↗							
基本施策 2 持続可能な循環型 社会の実現	1 一人1日当たりの家庭系ごみの排出量	↑							
	2 家庭系ごみの減量化率	↗							
	3 事業系ごみの年間総排出量	↗							
	4 事業系ごみの減量化率	↑							
	5 家庭系ごみの資源化量	↗							
	6 家庭系ごみの資源化率	↗							
	7 「資源とごみの分別の取組が進んでいる」と思う市民の割合	↗							
基本目標 2 生物多様性に配慮した緑と水辺環境の実現									
基本施策 1 自然と共生する社 会の実現	1 市民参加や市民との協働により実施した里地里山及び森林の保全活動回数	↗							
	2 市民参加や市民との協働により実施した里地里山及び森林の保全活動の参加者数	↗							
	3 整備・保全された森林・緑地の面積	↗							
	4 自然とふれあえる場の整備箇所数	↗							
	5 「自然環境の保全と活用が推進されている」と思う市民の割合	↗							
基本施策 2 都市農業・林業を いかした地域産業 の実現	1 有効活用が図られた 遊休農地の面積	↗							
	2 農業体験の参加者	事業終了							
	3 朝市・夕焼け市の来場者数	↗							
	4 間伐材の搬出量	↑							
基本施策 3 河川と共生する社 会の実現	1 多自然川づくり（整備面積）	↗							
	2 親水空間の整備箇所数	↗							
	3 谷戸水辺再生箇所数	⇒							
	4 「河川に親しむ環境が整備されている」と思う市民の割合	↗							
	5 水質汚濁に係る環境基準等達成状況（市内 15 河川水質調査地点においてBOD（生物化学的酸素要求量）2mg/L以下を満たす割合）	↗							
基本目標 3 安心・安全で快適な美しい都市の実現									
基本施策 1 豊かな生活環境の 実現	1 都市全体の緑地率（都市計画区域面積に対する緑地（施設緑地+地域制緑地）の割合）	↑							
	2 都市緑化の保全活動に参加した団体数	↗							
	3 地域における美化清掃の実施件数	↗							
	4 「身近に公園などがあり、緑豊かな生活環境が整備されている」と思う市民の割合	↗							
	5 「環境美化が推進され、清潔で快適な生活環境が保たれている」と思う市民の割合	↗							
基本目標 4 連携、協働、情報の共有化による推進									
基本施策 1 市民参加・市民協 働の推進	1 イベントやキャンペーンの実施回数	↗							
	2 イベントやキャンペーンの参加者数	↑							
	3 講座・体験学習・施設見学会の参加者数	↗							
	4 環境保全ボランティア活動への市民参加者数	↗							
	5 ホームページ「市民便利帳」：「ごみ・リサイクル」「エネルギー・地球温暖化対策」「環境保全・緑化・公園・河川」のアクセス数	↗							
【凡例】平成 30(2018)年度時点での指標等目標値(一部、修正目標値含む)の達成状況									
125%以上	↑	125%未満 100%以上	↑	100%未満 75%以上	↗	75%未満 50%以上	↗	50%未満	⇒

Ⅱ 厚木市環境基本計画（計画の役割と推進に向けて）

第1章 計画の役割と基本理念

1 計画の役割

厚木市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、平成30（2018）年3月に見直し制定された「厚木市環境基本条例」の第9条に位置付けられる環境行政のマスタープランです。

これからの環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に進めていくための基本的な計画で、環境の保全等に関する総合的・長期的な目標及び市が計画的に講ずべき施策、施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項を定めます。

望ましい環境像	市民（滞在者含む）、環境保全等活動団体、事業者、市の各主体が将来イメージを共有し、環境の保全等に取り組むことができるよう本計画が目指す環境の将来像を示します。
基本目標	環境像の実現に向け、国内外の情勢等を踏まえ環境問題への対応や環境の保全等の方向（目標）を示し、その実現に向けて各主体が主体的に、協働により取り組むことができるようにします。
基本施策	基本目標の実現に向け、本計画で市が総合的・計画的に進めていく環境の保全等に関する施策を示します。
重点的・戦略的取組	環境像や基本目標を実現していくために、第10次厚木市総合計画が進める重点施策を踏まえ、本計画で重点的・戦略的に進めていく取組を示し、市民と共有していくことにより計画への理解を深め、各主体の取組と連携・協働し、効果的に取組を展開していきます。
各主体の取組と連携	
推進と進行管理	基本目標・基本施策及び重点的・戦略的取組を着実に進めていくための指標等を設定し、計画の進捗状況等を明らかにしていくことにより、各主体の理解と取組推進への連携を高めていきます。

2 計画の基本理念

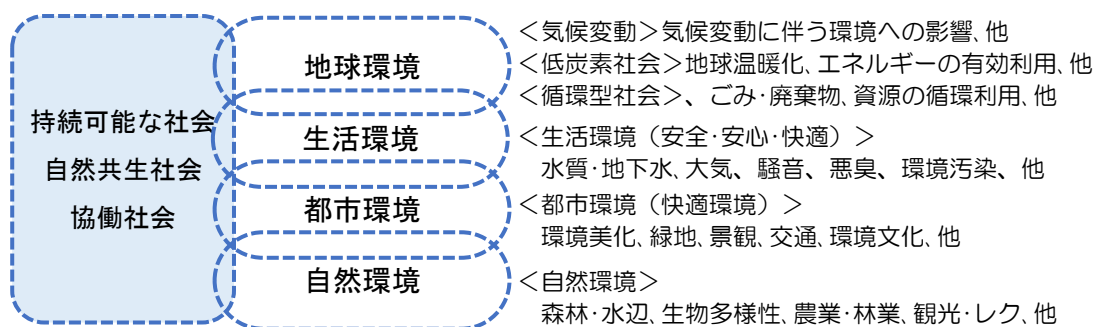
本計画は、「厚木市環境基本条例」に掲げられた環境の保全等についての基本理念を踏まえて策定します。

「厚木市環境基本条例」の基本理念

- 1 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していきけるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境に関する資源が有限であることに鑑み、持続的な発展が可能な循環型社会及び低炭素社会（化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量を少なく抑えた環境への負荷が少ない社会をいう。）を構築できるよう行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものがこれを自らの問題として捉え、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

3 計画が対象とする環境

本計画は、身近な生活に係る環境問題から地球規模の環境問題まで、自然環境と共生し、環境への負荷の低減による持続可能な社会の実現に関わる幅広い環境を対象とします。



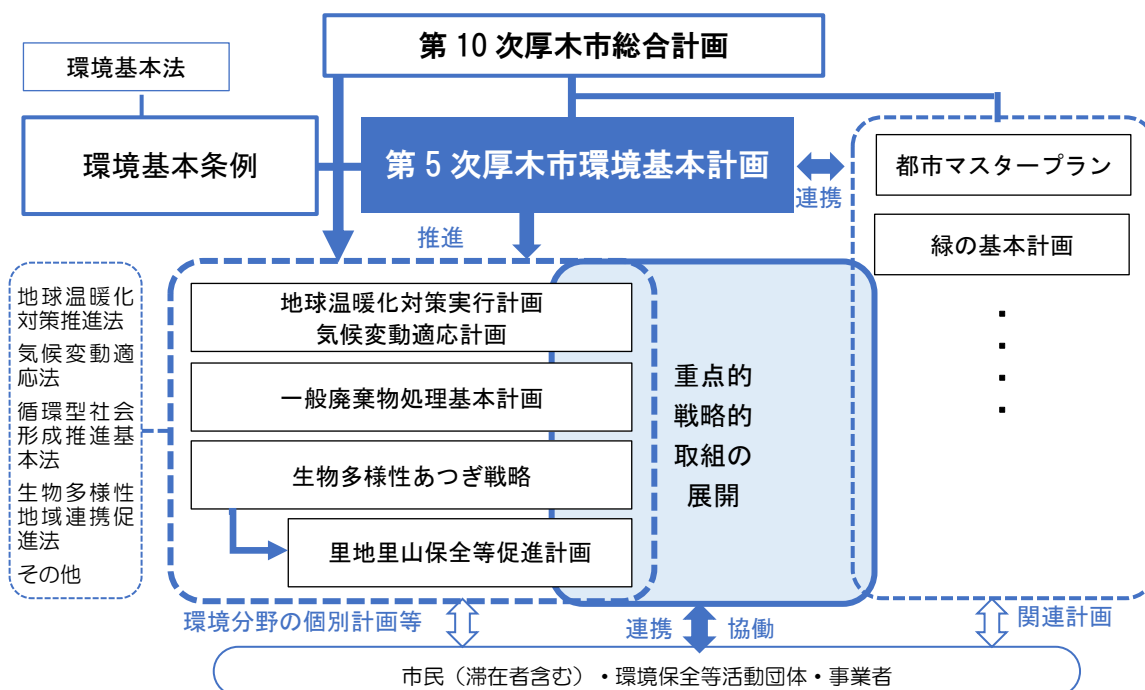
第2章 計画の推進に向けて

1 計画の位置付け

本計画は、「厚木市環境基本条例」に基づき策定するものであるとともに、第10次厚木市総合計画を環境面から具体的に展開していく総合計画の個別計画でもあります。

また、市域の環境の保全等に関連する施策等について、「厚木市都市マスタープラン」などの関連計画と連携を図りながら進めていきます。

本計画は行政の計画ですが、環境像や環境の保全等に係る目標を実現していくためには、市民（滞在者を含む）・環境保全等活動団体・事業者・市の協働が不可欠です。そのため、環境問題や重点的に進める取組を共有し、各主体の取組と連携を図りながら、効果的な展開を目指していきます。



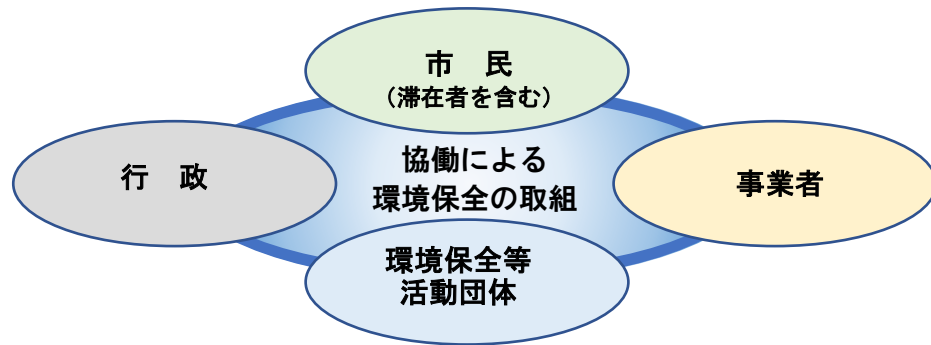
2 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和8（2026）年度までの6年間の計画期間とします。また、実施計画も6年間の計画期間としますが、中間年度となる3年後を目途に、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の推進主体

本計画は、市民協働を基本として進めることから、計画の推進主体は、市民・滞在者、環境保全等活動団体、事業者、行政（市）となります。

各推進主体が、地域の環境問題から地球規模の環境問題に留意し、個々に、または協働で、日常生活や事業活動における環境の保全等に関する行動（環境配慮）を積極的に進め、良好な環境を形成していくことにより、地球環境の保全に資するものとします。



【各推進主体の主な取組の方向】

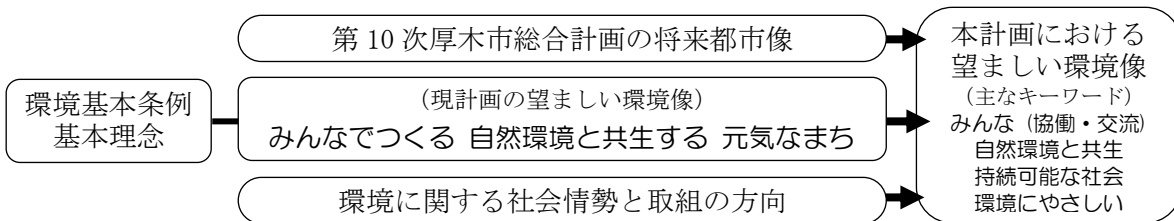
市民 滞在者	• 主体的な環境学習の取組	美しい自然環境や快適で健康的な生活環境を守るため、自ら環境について学び、考え、行動します。
	• 地球環境にやさしいライフスタイルの確立	環境への負荷を低減し、無駄のない環境にやさしいライフスタイルを確立します。
	• 豊かな緑と美しい川の保全と創造	市民の参加や協働を必要とする活動に積極的に参加し、自らの手であつぎの美しい自然環境を守ります。
環境保全 等活動団体	• 活動の輪の拡大	環境に配慮した活動を進めるとともに、活動内容を発信し、他団体・地域と連携し、活動の輪を広げます。
	• 環境学習等の推進	活動内容を踏まえた環境学習や体験学習、イベントの実施など、団体が持つ知識を広く伝える機会をつくります。
	• 行政との連携	行政と情報を共有し、自然環境と生活環境を保全、創造するための取組を更に推進します。
事業者	• 地球環境にやさしい事業活動の推進	地球環境や地域の環境にかかる負荷を最小限とするための取組を実践します。
	• 快適な地域環境の保全と創造	地域の一員として、地域の環境保全活動への積極的な参加や主体的な環境保全活動を実践します。
	• 情報の提供と共有	実践している環境への取組紹介、技術や知識を生かした環境イベント開催など、市民への情報提供と共有を進めます。
行政	• 情報の提供	積極的な情報提供に努め、各推進主体の参加や協働を促進します。
	• 各主体との連携	各推進主体と連携、協働し、環境情報や取組を共有することで、効果的な施策の展開を図ります。
	• 調査・研究の取組	情報の収集、分析、調査、研究に取り組み、将来を視野に入れた施策を立案し、実施します。
	• 環境への負荷を最小限に止める事業の実施	事業実施に際し、各推進主体と情報を共有し、環境配慮指針や関連計画等を踏まえ、環境への負荷を最小限にします。

Ⅲ 計画が目指す望ましい環境像とその実現の取組の方向

第1章 望ましい環境像（将来像）

「望ましい環境像」は、本計画が目指す環境の将来像で、各主体と将来のイメージを共有し、その実現に向けて共に考え、環境の保全等に取り組んでいくために定めます。

設定に際しては、上位計画である第10次厚木市総合計画との整合を図り、現計画の望ましい環境像を継承しつつ、今日の環境情勢等を踏まえ設定していきます。



第2章 環境像の実現に向けた基本目標

望ましい環境を実現するため、第10次厚木市総合計画の重点施策及び現計画の継続性、環境に関する社会情勢等を踏まえ、次の4つの視点で基本目標を設定します。また、SDGsとの関係を示し、その達成に貢献していくものとします。

基本目標の視点（例）	主な環境分野
基本目標1 持続可能な低炭素・循環型社会の実現 気候変動による影響への適応を図り、地球温暖化の緩和に向けたエネルギーの有効利用が進められる低炭素社会の実現を目指します。また、資源が大切に利用され、ごみの減量・資源化が進められる循環型社会の実現を目指します。低炭素・循環型社会を実現していくことにより地球環境の保全等に資する。	地球環境 低炭素社会、循環型社会
基本目標2 安心・安全で快適な生活環境の確保 全ての市民が安心して健康的な日常生活を送ることができる環境の確保が基本です。そのため、健全な水循環による良好な水環境・水資源を守り・育てていくとともに、大気・水・土等の環境汚染や有害物質など、環境面からのリスクを減らし、市民が安全・安心して快適に暮らせる生活環境を確保していきます。	生活環境 安全・安心、健康
基本目標3 自然環境と共生した美しい都市の実現 あつぎの地で長い年月をかけて育まれてきた豊かな自然環境や生物多様性をはじめ、自然と共生してきた文化、里地里山と都市が調和した美しいまちを良好な環境として、今の世代が楽しみつつ、次世代により良好な状態で継承していく必要があります。そのため、里地里山の森林や農地、身近な緑、水辺の自然を保全・再生・創出し、生物多様性がもたらす恵みにふれあい、守り・育み、魅力あるまちづくりを目指します。	自然環境、都市環境 自然共生、緑・水辺、生物等
基本目標4 環境を考え、行動する連携・協働の推進 環境を守り・育てていくためには、市民（滞在者を含む）、環境保全等活動団体、事業者、行政それぞれが地球や本市の現況と課題を知り、それぞれの役割を考え、積極的に環境の保全等に向けた行動や活動を進めていくことが大切です。そのため、「厚木市自治基本条例」の理念に基づいた協働による取組を推進します。	環境学習、環境保全活動 協働社会

IV 計画が進めていく取組の内容

第1章 取組の体系（例）

本計画が目指す望ましい環境像と基本目標の実現に向け、「厚木市環境基本条例」及び第10次厚木市総合計画が進める重点施策との整合を図り、環境問題の社会情勢の変化や市民の意向を踏まえ、本計画で取り組んでいく基本施策や重点的・戦略的取組を定めていきます。

取組の体系（例）

環境像	基本目標（例）	取組の方向	基本施策（例）
(例) みんなで つくる 自然と 共生した 持続可能 なまち	基本目標1 持続可能な低炭素・循環型社会の実現 	気候変動への適応の推進 気候変動を緩和する取組の推進 (CO ₂ 排出を減らす) 資源を大切に、ごみを減らす循環型社会づくりの推進	1 気候変動の影響把握と適応の推進 2 エネルギーを有効活用する社会の構築 3 ごみの発生抑制・循環利用の推進
	基本目標2 安心・安全で快適な生活環境の確保 	健康で安心して暮らせる生活環境の確保	1 地域美化の推進 (不法投棄・ポイ捨て防止等) 2 健康で快適な生活環境の確保 3 河川と共生する社会の実現 (健全な水循環の確保と形成)
	基本目標3 自然環境と共生した美しい都市の実現 	魅力ある環境にやさしい都市環境の実現 自然とのふれあいが楽しめる環境づくりの推進 (生物多様性保全)	1 身近な緑と水辺の保全と創出 2 まち歩きや自転車が楽しめるまちづくりの推進 3 里地里山の保全と再生 (農林地等の環境保全機能の保全と再生) 4 生物多様性の普及と保全
	基本目標4 環境を考え、行動する連携・協働の推進 	市民参加・市民協働・地域連携の推進	1 環境情報の発信・共有の促進 2 環境イベント・キャンペーンの実施 3 環境学習・環境保全活動の支援

第2章 基本施策の推進

基本目標を実現していくための基本施策と取組の方向、本計画で進めていく施策項目などを体系的に示していきます。また、基本目標とSDGsとの関連を始め、現計画との関連を踏まえつつ指標等を定め、計画の推進に資するものとします。

第3章 重点的・戦略的取組の展開

本計画で重点的・戦略的に進めていく取組を示し、市民と共有していくことにより、計画への理解を深め、各主体の取組と連携・協働し、効果的に取組を展開していきます。

第10次厚木市総合計画における重点施策との整合、市民意向をはじめ、環境分野における個別計画とも密接に関連し、取組の効果が各分野に波及するような取組を検討していきます。合わせて、市民等の役割や取組内容などを示していくことにより、協働で進められるようにしていきます。

また、重点的取組の推進に向けて、進行管理指標等を示し、毎年度取組内容の進行管理を進め、効果的な展開を目指していきます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進

本計画は、第10次厚木市総合計画を環境面から具体的に展開していく総合計画の個別計画の役割を有しています。そのため、総合計画が進める重点施策を踏まえ、本計画で重点的・戦略的に進めていく取組を定め、総合計画と一体となって取組を総合的・計画的に進めていきます。

本計画では、総合計画と連携して、本計画が進める取組の推進と進行管理を図っていくための環境指標等を定め、その達成状況や取組の進捗状況を毎年度明らかにし、必要に応じて取組内容の見直し等を行っていきます。

2 計画の着実な推進に向け

本計画では、市民・滞在者、環境保全活動等団体、事業者、行政が推進主体となり、個々に、又は協働で施策・事業や環境保全行動・活動を実施していきます。施策・事業の実施に当たっては、これらの推進主体が情報の共有や意見交換を行い、環境保全のネットワークを構築しながら計画の推進を図っていきます。

